

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年1月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

外国人向け生活ハンドブック『ライフ・イン・セタガヤ』翻訳及びデータ作成委託

(2) 業務内容

2018年版『ライフ・イン・セタガヤ』の発行にあたり、2017年版からの日本語原稿の修正・追加箇所を英語、中国語、ハングルの3言語へ翻訳し、修正・追加に伴うデータの作成を行う。詳細は下記のとおり。

区から受託者への提供物

ア．2017年版「ライフ・イン・セタガヤ」(完成版) Word データ (3言語)

イ．2017年版「ライフ・イン・セタガヤ」英語版の日本語部分に、赤字で追加・修正を加えた原稿(紙原稿)

ウ．2018年版「ライフ・イン・セタガヤ」に新規で追加する日本語原稿の Word データ

エ．区が従来から使用している、組織名や施設名等の多言語資料

作業内容

ア．アの Word データを InDesign データに移行し、誰もが見やすいようレイアウト及びデザインに修正を施すこと。なお、以降のデータ更新は全て InDesign データで行う。

イ．イ、ウの原稿の指示に従い追加・修正を加えて更新した原稿データを作成する。なお、更新箇所は分かるよう網掛け表記すること。

(日本語校正2回。日本語校正は英語版を用いて PDF データもしくは紙原稿にて行うが、校正箇所は中国語版及びハングル版にも反映させること。)

ウ．日本語校正を終えたイの追加・修正部分を英語・中国語・ハングルの3ヶ国語に翻訳し、更新した原稿データを作成する。翻訳の際は、エを参考とすること。また、表紙を含めた全体のレイアウトを校正する。なお、更新箇所は分かるよう網掛け表記すること。

(外国語及びレイアウト校正3回。但し、校正は PDF データもしくは紙原稿にて行う。)

エ．上記までの成果をもとに、印刷用の版下データ及び区のホームページ掲載用のデータを作成する。

規格

ア．言語 英語、中国語、ハングル

イ．各言語 (元データ) A4サイズ 約200ページ

(完成データ) A4サイズ 約180ページ (原稿量の削減を予定)

作業数量

日本語の追加箇所 各言語10,000文字程度

日本語の修正箇所 各言語10,000文字程度

時期(予定)

ア．Word データから InDesign データへの移行等及び日本語データ更新

平成30年4月 2日(月)～4月12日(木)

イ．日本語校正(1回目)

平成30年4月24日(火)～5月 7日(月)

ウ．日本語校正(2回目)及び翻訳

平成30年5月14日(月)～6月 7日(木)

エ．外国語及びレイアウト校正(1回目)

平成30年6月25日(月)～7月 5日(木)

オ．外国語及びレイアウト校正(2回目)

平成30年7月23日(月)～7月27日(金)

カ．外国語及びレイアウト校正(3回目)

平成30年8月 6日(月)～8月10日(金)

キ．納品

平成30年8月10日(金)

成果物

ア．印刷用版下データ 各言語1部

データ形式：InDesign、PDF 媒体：CD-R、紙原稿

イ．区のホームページ掲載用のデータ 各言語1部

区のホームページに掲載することを想定し、章ごとに分割したPDF データを作成する。

データ形式：PDF 媒体：CD-R

履行期間

平成30年4月2日(月)から平成30年8月10日(金)まで

平成31年度及び平成32年度についても、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

上記内容は予定につき、仕様が若干変動する場合がある。

2 参加資格要件

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 平成25年度以降、地方自治体から翻訳業務を受託した実績を有すること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者（以下「提案者」）を選定するための基準
本件では、提案者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 英語、中国語、ハングルにおいて、翻訳業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 作業にあたり確実かつ柔軟な組織、スケジュール管理体制を有していること。
- (3) 広報物デザイン業務を十分に行う能力（レイアウト及びデザイン案が優れていることなど）を有していること。
- (4) 見積金額の妥当性

5 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 配布期間 平成30年1月5日（金）～1月19日（金）
- (2) 配布場所 9 担当所管課または世田谷区ホームページからダウンロード

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 平成30年1月19日（金）正午まで（郵送の場合は期限必着）
- (2) 提出方法 持参または郵送（土日、祝日の受付不可）
- (3) 提出先 9 担当所管課あて

7 提案書の提出

- (1) 提出期限 平成30年2月19日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参（土日、祝日の受付不可）
- (3) 提出先 9 担当所管課あて

8 その他

- (1) 審査委員、本区職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁ずる。
接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。
- (2) 応募一提案者につき、提案は一案とする。複数の提案はできない。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできない。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

- (5) 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。
- (7) 応募に関して必要となる費用は特に定めのない限り提案者の負担とする。
- (8) 世田谷区が提示する参考資料の著作権は世田谷区に帰属し、また返却はしない。提出書類の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- (9) 選定の透明性を確保するため、提案者の団体名、選定結果及び選定理由を公表することがある。よって、提案者はその旨を承諾した上で応募したものとみなす。
- (10) 本業務は、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (11) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (12) 提案者への参加報酬は支払わない。
- (13) 契約保証金 免除
- (14) 契約書の作成 要
- (15) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定 無

9 担当所管課

世田谷区生活文化部国際課

住 所：〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

区役所第一庁舎1階7番窓口

電 話：03 - 5432 - 2070 (直通)

F A X：03 - 5432 - 3005